

その他の注意事項

- (1) 売買代金が完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、企業庁が行います。
- (3) 売買契約書（企業庁保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、申込者の負担となります。
- (4) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、共同所有する者全員での申込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。（添付・提示書類等が日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）
- (6) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地を確認をしてください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (7) 建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町村の条例等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (8) 物件の敷地内に井戸や柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、企業庁は対応いたしません。
- (9) 地中埋設物調査は実施いたしておりません。物件調書に記載されている地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても企業庁は瑕疵担保責任を負いません。
- (10) 物件及び隣接地のブロック塀について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、企業庁は対応いたしません。
- (11) 物件の敷地内又は隣接地等に電柱（電信柱等を含む）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。企業庁ではこれらについて対応いたしません。
- (12) 物件の敷地内にゴミ・ガラ・碎石・切り株等が存在しますが、撤去及びその費用負担等については、企業庁は対応いたしません。
- (13) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、企業庁は対応いたしません。
- (14) 物件の敷地の土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。